実施方針に関する質問回答

NO.	資料	頁	項目				タイトル	質問	回答
-1	実施方針							当初から,稲城市の起債が予定されているが,起債の目的,金額,償還期間及び形態はどのようなものか?	起債の償還期間は20年を予定しています。起債を予定した目的は,民間融資利率より低い利率の起債を導入することによって市の財政負担を軽減するためです。なお,市は20年間にわたり費用を償還する必要があるため,支払いの平準化は保たれるものです。
-2	実施方針	4	第 1	2	(7)	図2		外構部分と建物部分の設計施工業者が当初から 違うのは、どんな理由か?同一業者に一体的に施 工させるほうが、より効率的で費用低減効果が見 込まれるのではないか?	外構部分の設計及び施工は都市盤整備公団が行います。都市基盤整備公団が設計会社に再委託する場合は公団が独自に入札等により発注します。 本市と事業契約を行うSPC又はその下請け施工会社と公団が随意契約を行うことは困難と思われます。
-3	実施方針	6	第 1	2	(7)	1	維持管理業務について	いるのはなぜか?PFI事業を行うひとつのメリットは、このような業務についても民間のノウハウを活	本事業の施設は公園内施設であり、所有形態は施設の建設後すぐに市が所有権を持ちます。大規模修繕や設備更新は市の保有資産価値に係わるものであり、財産管理上所有者以外の者が行うこと
-4	実施方針	6	第1	2	(9)		サービス対価の支払 方法	図書館設計,建設工事の75%を施設開設時までに支払う根拠はどこにあるのか。こうした費用についても,長期間にわたって費用の平準化を図ることができるのがPFI事業のメリットである。なぜこのメリットをあえて放棄する必要性があるのか。	
-5	実施方針	6	第 1	2	(11)		本事業のスケジュール	事業終了が7月となっている理由はなぜか?通常の役所の年度でいえば3月が考えられるが。	事業年度を市の会計年度と合わせて3月末とすることも可能ですが、この場合、例えば開館が遅延した場合に事業終了時期を延ばせなくなるため、全体の支払期間を短縮することになります。そのため、事業期間全体にわたって支払額の見直しが必要となるなどの不具合が生じるため、開館年度・月より20年間の事業期間としました。

NO.	資料	頁	項目		タイトル	質問	回答
-6	実施方針	10	第2 2	2 (1)		実施方針に関する質問・意見の受付がお盆の時期を除けばわずか 2 週間しか設定されていない。今後の基本事項を定める重要なステップであるにも関わらず、非常に短期間しか設定していない理由。しかもこれをもとに9月議会に諮るならば、ほとんど修正がないという前提に立たざるを得ない。もっと慎重に時間をかけて練るべきではないか?	料のボリュームを考慮して2週間で適当と判断しました。
-7	実施方針	12	第2 2	2 (2)		なぜ意見及び提案に関するヒアリングの内容を公表しないのか?	ヒヤリングを行う趣旨は、付帯事業の提案内容等を 予定しているため、企業の利益に関する事項に該 当すると思われることから公表しないこととしまし た。
-8	実施方針	13	第2 2	2 (3)		SPCの構成員に金融機関を入れ、倒産時等の業務履行保証について担保するのが常識と言われているが、こうした条項を盛り込むことはできないのか?	金融機関が出資を行いSPCの構成員になる事例
-9	実施方針	15	第 2 2	2 (4)	審查委員	審査委員のメンバーに公共図書館サービスに関する専門家が入っていない。長期的な公共図書館サービスの発展を見据えた上で、提案の評価を行うため、ぜひとも公共図書館サービスの専門家を委員に加えるべきである。	図書館学の専門家は審査委員の中におります。
-10	実施方針	22	別表 2		法令等の変更リスク	「本事業に直接影響を及ぼす法令」であるのか,それ以外の法令であるのかを判断するのは誰であり,その判断基準はどこにあるのか?	個別の判断となります。
-11	実施方針	23	別表 2		運営段階のリスク	的としている。そうであるならば、サービス水準上昇 リスクについて定めておかなければ、稲城市民は 大昔のサービスにたいして高いコストを払わされる	両方とも市がリスク負担者となっています。 質問では、契約で取り決めたサービス水準が将来 的に陳腐化してしまった場合にどうするかということ ですが、これによって市がサービス水準を上げる 必要が生じる場合、市と PFI 事業者協議により契 約変更を行い、これに係る費用の増減額分を市が

-12 実施方針 別紙 3 図書館の役割を考えると、一律の有科サービスを 許可することは適当でない。むしろ身体障害者への無料での図書,文献等の配達サービスを実現する対価として、一般の利用者に対して有料のサービスを認める形が望ましい。また、図書のみならず、文献の複写配送サービスも対象にするべきである。 図書館で行うインターネット端末の無償提供などを考えると、む 後作成する予定の利用規則等目の制限が必要となる場合も考えると、むしろ無料で図書館サービスとして実現する方が望著者の付券事業としては、この服業者の対象を記述されることに対象に対象されると、この服務者を記述されるこの報告を考えると、この服務者を記述されることに対象に対象を記述されることに対象に対象を表すると、この服務者を記述されることに対象に対象を記述されることに対象に対象を表すると、この服務者を記述されることに対象に対象を表すると、この服務者を記述されることに対象に対象を記述されることに対象に対象を表すると、この服務者を記述されることに対象に対象を表すると、この服務者を記述されることに対象に対象を表すると、この服務者を記述されることに対象に対象を表すると、この服務者を記述されることに対象に対象を表すると、この服務者を必要なると、この服務者を表すると、この服務者を必要なると、この服務者を必要なると、この服務者を必要なると、この服務者を必要なると、この服務者を必要なると、この、この服務者を必要なると、この、この、この、この、この、この、この、この、この、この、この、この、この、	NO.	資料 頁	頁	項目	タイトル	質問	回答
インターネット端末の無償提供などを考えると、む 後作成する予定の利用規則等 インターネット端末の無償提供などを考えると、む 間の制限が必要となる場合も考える。	-12	€施方針		別紙 3	図書の有料宅配事業	は、宅配サービスを無料で行っている。すべての人に情報を平等に提供する社会教育施設としての図書館の役割を考えると、一律の有料サービスを許可することは適当でない。むしろ身体障害者への無料での図書、文献等の配達サービスを実現する対価として、一般の利用者に対して有料のサービスを認める形が望ましい。また、図書のみならず、文献の複写配送サービスも対象にするべきで	図書館資料の宅配サービスは,障害者を対象とする要求水準書(障害者サービス)に示しているとおりです。ここでは一般の利用者を想定してのことですが,複写配送サービスも含めて,付帯事業は
さい。 ど,より充実したサービスを有償 とを期待するものです。	-13 j	ミ施方針		別紙 3	パソコンの有料貸出		図書館で行うインターネット端末の無償提供は,今後作成する予定の利用規則等において,利用時間の制限が必要となる場合も考えています。PFI事業者の付帯事業としては,この時間制限を外すなど,より充実したサービスを有償で提供してもらうことを期待するものです。

要求水準書案に関する質問回答

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
-1	設計・建 設に関す る要求水 準(案)	7		諸室コンセプト	修正個所のパソコンコーナーが抜けている。	p10 (3)11 にて追加記入してあります。
-2	設計・建 設に関す る要求水 準(案)	7		グループ学習室の設置	近年学校教育の中で生徒児童が自ら調べる調べ学習が重要視されている。あらたに建設される中央図書館では、それらの活動を保障する施設:グループ学習室を設置することが必要だと思われる。グループ学習ではインターネットを検索しながらの検討会、資料の閲覧、パソコンを使ったそれらのレポート作成などの活動に必要な環境・設備が必要である。	ご意見の主旨を踏まえ、グループ学習コーナーとして設置の方向を検討します。また,ここでのインターネットの利用は,パソコンコーナーを個別に設けた理由により,現在は想定しておりません。(-9の回答を参照してください)
-3	設計・建 設に関す る要求水 準(案)	10		構造仕様	するためには床の耐荷重をそれに応じて考慮しな ければ設置できない。現状では電動書架を設置し	閉架書庫の蔵書冊数は要求水準に記入してありますが,収蔵方法(電動,集密等)の選択は,閉架書庫の資料出し入れはPFI事業者が行うためPFI事業者が業務しやすい方法を提案していただきます。
-4	設計・建 設に関す る要求水 準(案)	11	h 7)	情報配管設備	となり,所期のVFM達成見込みが絵に描いた餅となる。 ここで規定している情報配管設備について,無線 LANも想定しているようだが,個人情報保護を実 現するためには,暗号化技術などを駆使する必要	情報漏洩の防止方法はどのようなものか、十分機能するシステムかを審査することが重要と考えま

NO.	資料	頁	項目		タイトル	質問	回答
-5	設計・建 設に関す る要求水 準(案)	13	d		警備設備	現在23区の公共図書館では,館内の治安維持, 盗難防止,犯罪防止に苦慮するところが多い。稲城はまだ田園地域ということもあり,深刻なケースは生じていないかもしれないが,それはあくまで現在の小規模施設を前提としてのことである。今後新たな図書館が開設され,開館時間も延長されれば,犯罪の発生は残念ながら増えることが予想される。今回の設備計画については,防犯カメラの設置も含め,より厳重な体制が求められる。	盗難防止,犯罪防止については要求水準書にて適切な防犯・防災警備を行うことを規定していますが,その方法については PFI 事業者からの提案としております。提案された施設計画の内容や警備体制を十分考慮し審査を行う必要があると考えております。
-6	設計・建 設に関す る要求水 準(案)	15	(3)	9	開架貸出サービス	開架図書10万冊の想定であるが,書架の収容能力の6割収納というのが適正な図書収納率である。 それ以上収納すると,配架,書架整理作業の際に図書・資料の損傷を招く。したがってここで10万冊というのは,書架収容能力において20万冊と解釈しなくてはならないことに留意してもらいたい。	書架の収容能力については,基本計画で適切な 収容率を想定したものとなっています。 要求水準書では「利用しやすい配架状態」と言う 表現を追加していく予定です。
-7	設計・建 設に関す る要求水 準(案)	16	(3)	10	新聞・雑誌コーナー	新聞・雑誌は一年分保管となっているが,タイトルによっては製本して保存すべきものも出てくると思われる。ぜひともそれを想定した書庫スペースを確保していただきたい。	ここでの保管は新聞・雑誌コーナー(開架)での保管の意味です。 それ以上については閉架書庫での保管を予定しています。
-8	設計・建 設に関す る要求水 準(案)					新聞・雑誌各社では,記事を検索するデータベースを近年充実させている。それらについても新聞・雑誌コーナーでの利用を可能にしてもらいたい。(例)朝日DNA for librariies,ヨミダス文書館,日経21など	データベースの利用については,レファレンススペース又はパソコンコーナーを予定しています。
-9	設計・建 設に関す る要求水 準(案)	18	(3)	15	レファレンス・地域資 料サービス	る。インターネットの利用はもはや常識である。利用者が持ち込んだパソコンを自由に使え,インターネットにもアクセスできるよう,モジュラージャック,電源などを全ての座席に備えるべきである。静かに調べものをしたい利用者にたいしてはむしろ遮	パソコンコーナーを個別に設けたのはキーボードやマウスのクリック音,冷却用ファンの風切り音など,利用者が注意を払っても消しきれない音がパソコンにはあり,これを不快に思う方は多数いらっし

NO.	資料	頁	項目		タイトル	質問	回答
-10	設計・建 設に関す る要求水 準(案)					行政資料・歴史資料への対応。稲城市には歴史 資料や公文書を保存する施設が整備されていない。こうした特殊な資料についても取り扱いができるよう配慮してもらいたい。	歴史資料については専門家がいる生涯学習課, 公文書は文書担当課が担当します。 中央図書館では,関係部署とも連携をとりながら, 稲城市に関するあらゆる情報を収集・提供していき たいと考えています。
-11	設計・建 設に関す る要求水 準(案)	19	(3)	19	資料保存(書庫)		ていません。
-12	設計・建 設に関す る要求水 準(案)	20	(3)	20		施錠できる部屋におき、常に運用状況が監視できるよう、厳重な管理(防犯設備の設置を含む)が必	
-13	設計・建 設に関す る要求水 準(案)					分館とのLAN構築については、どのような形が想定されるのか?物理的に考えるとインターネット経由のサーバークライアント方式になると思われるが、それだとセキュリティ上の安全性が確保できるのか?	ーク回線は専用回線を予定しています。
-14	設計・建 設に関す る要求水 準(案)	22	(3)	6	レクチャールーム	レクチャーを行うのであれば、現在パーソナルコン ピュータによるプレゼンテーションが可能な設備は 必須である。インターネットに接続しながらのE - ラ ーニングにも対応することが望ましい。これらから 考えて現在の要求水準は貧弱である。より充実し たインフラを設置するべき。	体験学習施設の視聴覚室において,パソコンによるプレゼンテーション等を想定した設えを検討して行きます。 なお図書館の館内 LAN は体験学習施設も網羅する予定です。
-15	設計・建 設に関す る要求水 準(案)				視聴覚室	同上	-14 の回答を参照して〈ださい。

NO.	資料	頁	項目		タイトル	質問	回答
-16	設計・建 設に関す る要求水 準(案)	24	(3)	1	駐車場管理	車上あらしなどの被害を防止するための防犯施設 が必須である。	駐車場で起こる犯罪に関しては,基本的に自己の 管理によるものと考えます。
-1	維持管理 に関する 業務要求 水準書案	12	(4)		警備業務	施設内への侵入者の防止にとどまらず,施設内での犯罪防止,変質者,盗難などの被害についても一定の責任を求めるべき。	図書盗難に関しては実施方針の別紙2「リスク分担表」において「開架資料数の1%を超える盗難・紛失(本市の責めに帰すべき事由によるものを除く)」は PFI 事業者のリスク負担としています。また,施設内の警備についても十分な体制を提案により求めます。
-1	運営に関 する業務 要求水準 書案	2	(1)		基本方針	ことができる」と規定した理由。想定される事態。こ	られた場合に限って助け合うことができるように配
-2	運営に関 する業務 要求水準 書案	2	(1)		基本方針		ここで言う「専門職員」は「図書館で専門に働く司書」を意味し、現在の市職員司書とかわるものではありません。PFI 事業者の職員管理は統括責任者が負う重要な役割であり、それが怠るような業務体制は認められません。市は統括責任者がその責務を怠らないようにモニタリングを行い、管理いたします。
-3	運営に関 する業務 要求水準 書案	3	(1)	3	開設時設置図書の購入	エラーは事業者負担により正すことを義務づける	要求水準で義務づけております。
-4	運営に関 する業務 要求水準 書案	3	(1)	5	装備	資料の性質を考慮して資料を損なわないよう装備 する。	要求水準書へ反映致します。

NO.	資料	頁	項目		タイトル	質問	回答
-5	運営に関 する業務 要求水準 書案	3	(1)	7	データ入力	エラーが必ず発生するのでエラー率を設定し, それを超えた場合は減額する。また, エラーは事業者の負担で速やかに修正する。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
-6	運営に関 する業務 要求水準 書案	3	(1)	14	利用者案内原稿作成	原稿だけではな〈市の了解を得て実際の案内を作 成するのでは?	要求水準にて準備する部数を規定しておりますので、原稿作成から配布用成果品までを PFI 事業者の業務に含みます。
-7	運営に関 する業務 要求水準 書案	3	(1)	6	統計の分析	きちんと利用統計等を分析するのであれば期限が 短いのでは?	月1度の報告書提出を求め,分析は必要に応じて 行う内容に要求水準書を修正します。
-8	運営に関 する業務 要求水準 書案	3	(1)	11		年に1回というのは少ない?それまでに準備会議, 打ち合わせが想定されると思うがどうか?	ここで言う運営方針の打ち合わせは,当該年度の 総括的な運営方針の打ち合わせであり,各業務の 個別打ち合わせ(グループ会議等)は適宜行うこと を規定しています。
-9	運営に関 する業務 要求水準 書案	4	(1)	38	事業者職員の配置と 労働監督	サービスが低下しないように,という消極的な水準を採用しているが,つねに最良のサービスが提供されるように,などサービス向上について書くべきでは?	ここで言うサービスの低下とは、市が要求する一定の水準を常に確保し、それ以下にならないようにして下さいと言う意味で、この要求水準が確保されていれば一定のサービス向上は確保されているものと考えております。但し要求水準書へ「つねに最良のサービスが提供されるように」の表現を追加します。
-10	運営に関 する業務 要求水準 書案	4	(1)		日常業務の問題点の 報告と改善策の提案 が盛り込まれていな い	重要な業務であり,市民サービス向上のためには 必須の業務である。	業務毎にグループ会議を行うことを要求しており、この会議にて日常の問題を解決する場所としています。 日常業務の問題点の積み残しは図書館サービスへの影響が大きくなることから、解決策、対処方法などの迅速な処置が PFI 事業者に求められており、モニタリングに影響する箇所と考えております。

NO.	資料	頁	項目		タイトル	質問	回答
-11	運営に関 する業務 要求水準 書案	5	(1)	55	図書館協力者の受入 対応	事業者の分担に入っていないが,現場で動くのは 事業者であることを考えれば事業者の分担としても 入れておく必要がある。	対外的窓口は公共図書館として市が行うものとし、協力者の受け入れ判断も市が行うべき業務と考えます。また、協力者作業の対応については市の職員が全て行うことは困難な可能性もあるため PFI 事業者の業務範囲とすることを今後検討します。
-12	運営に関 する業務 要求水準 書案	5	(1)	66	消防·防災	防犯はどうするのか?	「維持管理に関する業務要求水準書」にて警備業務に関する要求水準を規定しております。防犯対策の方法,警備体制等については PFI 事業者の提案としております。
-13	運営に関 する業務 要求水準 書案	5	(1)	75	機器システムの整備	定期的な保守点検を入れること	運営上図書館情報システムが常に快適であることは必須と考えております。それを維持するための方法は定期点検に限りません。よって PFI 事業者の提案としております。
-14	運営に関 する業務 要求水準 書案	5	(1)	78	機器システムのトラブ ル対応	24時間以内の対応と明確に規定するべき トラブル時の対応についてあらかじめワークフロー を提示させる必要あり	運営に支障をきたすことがないように対応する事としております。これは「24時間以内」の規定より厳しいものと判断いたします。
-15	運営に関 する業務 要求水準 書案	5	(1)		データの漏洩防止な どについての規定が 必要		-12 の回答を参照して〈ださい。
-16	運営に関 する業務 要求水準 書案	6	(1)	6	各種案内	「目的の場所に行けるよう」という表現では不十分。 目的の情報に到達できるよう案内しなければなら ない。	ご指摘にある案内はレファレンス業務の範囲と考えます。ここで言う各種案内はフロアサービスにおける図書館施設に対する案内や各種イベント等の案内を指します。

NO.	資料	頁	項目		タイトル	質問	回答
-17	運営に関 する業務 要求水準 書案	6	(1)	8	一般的な苦情処理	盗難などの犯罪被害には?	図書館運営に関する苦情(図書の損傷,清掃の不備など)以外は市が対応する事と考えております。
-18	運営に関 する業務 要求水準 書案	6	(1)	14	利用者登録業務	利用者のプライバシーに配慮 厳守とするべき。 非常に重要な事項である。	-12 の回答を参照して〈ださい。
-19	運営に関 する業務 要求水準 書案	6	(1)	16	不要貸出券処理	適切な処理では弱い。 プライバシーの漏洩がないよう, シュレッダー処分など厳正な処分を行うこと。	情報漏洩防止は大原則であり、図書館業務が行える PFI 事業者は十分理解しているので防御する方法は PFI 事業者の提案により決定される事項と考えます。
-20	運営に関 する業務 要求水準 書案	6	(1)	30	インターネット・CD- ROMの利用支援	インターネットやCDという形態に限定せず,電子 資料(デジタルコンテンツ)の利用支援とするべき。 今後多様な電子資料が出現する事が予想される ので,列挙的な表現は避けた方がいい。	情報機器の陳腐化は技術革新リスクとして市が対応することとしています。これは将来にわたり電子媒体,情報提供手段等 PFI 事業者がコントロールできないリスクについて PFI 事業者もリスクを負えないので,市が対応すべきものと考えます。よって,現段階の要求水準としては現在提供及び対応できるものを列挙することにいたしました。
-21	運営に関 する業務 要求水準 書案	7	(1)	41 他	相互貸借業務	20年後の想定が全くされていない。将来的にどのような形態が出現するかわからないので,合理的なILLシステムを採用する,あるいは対応すると規定したほうがいいと思われる。	10年ないし20年後の技術革新の想定は不可能であると思われます。将来需用,革新に対するリスクは市が負っており,PFI事業者に負担させるべき事項ではないと考えますので,特に規定の予定はありません。

NO.	資料	頁	項目	タイトル	質問	回答
-22	運営に関 する業務 要求水準 書案	7	(1) 48 他	レファレンスサービス	く,相談を受けた内容に応じて,よりよい資料を案内することが必要である。	り,最終的に提供されたサービスがどうであったのか,どう感じたかは利用者アンケート等により判断されるものと考えます。この場合利用者アンケートの結果も踏まえたモニタリングを行うことを規定して
-1	その他			モニタリングについて	PFI事業については、モニタリングが適切なチェック機能を果たすことが事業の成功を導く重要な要素と思われる。 モニタリングを行う委員会を設け、そこに利用者代表の参加を保障するしくみをつくってはどうか。 そのことによって図書館の運営に市民参加が図れるのではないか?	貴重な御意見ありがとうございます。十分その方法 について検討して行きたいと思います。
					図書館のサービス水準は、常に変化している。現在東京都では産業労働局を中心にビジネス支援図書館を設置し、図書館を起業者、ビジネスマンの支援に役立てている。その動きは都内市区町村の図書館に波及し、近隣ではすでに立川市、調布市においてもビジネス支援のサービスを開始している。立川では市の商工会ともタイアップし、地域の産業振興の役割も果たすべく、事業が進められている。これら新たな動きについて今回の方針案には盛り込まれていない。本事業が20年間の事業	幅広い視野で捉え、,図書館運営方針の見直しや 提供業務の変更,契約書の見直し,サービス対価 の見直しを行うことができるものとしています。 程度の規定はしていませんが,当初より段階的な 変更等をPFI事業者に求めることは,予測のできな い(PFI 事業者がコントロールできない)リスクを負